

第 1 回経済環境小委員会 次第

日 時： 平成 1 5 年 9 月 1 8 日 (木) 午後 3 時 0 0 分から
会 場： 一宮地場産業ファッションデザインセンター 2 F 第 1 会議室

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 経済環境小委員会委員長及び副委員長の選出について (資料 1)
- 4 議題
 - (1) 報告事項
 - 報告経環第 1 号 経済環境小委員会の役割について (資料 2)
 - 報告経環第 2 号 経済環境小委員会のスケジュールについて (資料 3)
 - (2) 提案事項
 - 協議経環第 1 号 商工・観光関係事業について (資料 4)
 - 協議経環第 2 号 勤労者・消費者関連事業について (資料 5)
- 5 その他
 - 経済環境小委員会の日程について (資料 6)
- 6 閉会

委員長及び副委員長の選出について

経済環境小委員会の委員長及び副委員長の選出は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会小委員会規程第4条第2項の規定に基づき、委員の互選により定める。

委員長 _____

副委員長 _____

【参考】

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会小委員会規程（抜粋）

委員区分	職または選出市町	氏 名	備考
2号委員	一宮市議会議員	木村 貞雄	
	尾西市議会議員	北岸 節男	
	木曽川町議会議員	井浪 清	
3号委員	一宮市	大島 千恵子	
		佐野 豪男	
	尾西市	吉田 弘	
		上田 芳敬	
	木曽川町	五藤 和吾	
		五藤 久佳	

（役員）

第4条 各小委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 役員は、小委員会委員の互選により選出する。

（役員の仕事）

第5条 委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

経済環境小委員会の役割について

経済環境小委員会の担任する事項

- (1) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関する事項(協定項目8)
- (2) 一部事務組合等の取扱いに関する事項(協定項目14)
- (3) 使用料、手数料等の取扱いに関する事項(協定項目15)
- (4) 公共的団体等の取扱いに関する事項(協定項目16)
- (5) 補助金、交付金等の取扱いに関する事項(協定項目17)
- (6) 窓口業務に関する事項(協定項目23-8)
- (7) ごみ収集運搬業務事業に関する事項(協定項目23-17)
- (8) 環境対策事業に関する事項(協定項目23-18)
- (9) 農林水産関係事業に関する事項(協定項目23-19)
- (10) 商工・観光関係事業に関する事項(協定項目23-20)
- (11) 勤労者・消費者関連事業に関する事項(協定項目23-21)
- (12) その他事業に関する事項(協定項目23-29)
- (13) その他(協定項目24)

【参考】一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会小委員会規程(抜粋)

(趣旨)

第1条 この規程は、一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会規約(以下「規約」という。)

第12条第2項の規定に基づき、一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会小委員会(以下「小委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会(以下「協議会」という。)の付託により、規約第3条に規定する事務の一部について、調査及び審議をするものとする。

(組織及び名称)

第3条 小委員会は、次の各号のいずれかに該当する者により組織する。

- (1) 協議会の会長(以下「会長」という。)
- (2) 協議会の副会長
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の委員のうちから会長が選任した者

2 小委員会の名称及び定数は、別表のとおりとする。

別表(第3条関係)

名 称	定 数
新市建設計画作成等小委員会	14名以内
総務文教小委員会	9名以内
厚生小委員会	9名以内
経済環境小委員会	9名以内
建設小委員会	9名以内

合併協定項目及び小委員会への付託

		該当小委員会				
1	合併の方式	新市				
2	合併の期日	新市				
3	新市の名称	新市				
4	新市の事務所の位置	新市				
5	財産の取扱い	新市				
6	地域審議会の取扱い	新市				
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い		総務			
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い			経済		
9	地方税の取扱い		総務			
10	一般職の職員身分の取扱い		総務			
11	特別職の身分の取扱い		総務			
12	条例、規則等の取扱い		総務			
13	事務組織及び機構の取扱い		総務			
14	一部事務組合等の取扱い		総務	経済	建設	
15	使用料、手数料等の取扱い		総務	厚生	経済	建設
16	公共的団体等の取扱い		総務	厚生	経済	建設
17	補助金、交付金等の取扱い		総務	厚生	経済	建設
18	町名・字名の取扱い		総務			
19	慣行の取扱い		総務			
20	国民健康保険事業の取扱い			厚生		
21	介護保険事業の取扱い			厚生		
22	消防団の取扱い		総務			
23	各種事務事業の取扱い					
23-01	女性政策事業		総務			
23-02	姉妹都市、国際交流事業		総務			
23-03	電算システム事業		総務			
23-04	広報広聴関係事業		総務			
23-05	納税関係事業		総務			
23-06	消防防災関係事業		総務			
23-07	交通関係事業		総務			
23-08	窓口業務		総務	厚生	経済	建設
23-09	保健衛生事業			厚生		
23-10	障害者福祉事業			厚生		
23-11	高齢者福祉事業			厚生		
23-12	児童福祉事業			厚生		
23-13	保育事業			厚生		
23-14	生活保護事業			厚生		
23-15	その他の福祉事業			厚生		
23-16	健康づくり事業			厚生		
23-17	ごみ収集運搬業務事業				経済	
23-18	環境対策事業				経済	
23-19	農林水産関係事業				経済	
23-20	商工・観光関係事業				経済	
23-21	勤労者・消費者関連事業				経済	
23-22	建設関係事業					建設
23-23	上・下水道事業					建設
23-24	市(町)立学校の通学区域		総務			
23-25	学校教育事業		総務			
23-26	文化振興事業		総務			
23-27	コミュニティ施策		総務			
23-28	社会教育事業		総務			
23-29	その他事業		総務	厚生	経済	建設
24	その他		総務	厚生	経済	建設
25	新市建設計画に係る事項	新市				

経済環境小委員会付託協定項目について

8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（合併特例法第8条、農業委員会等に関する法律第34条）

農業委員会の委員についても、任期等に関する特例が認められており、これらの特例措置の取扱いについて協議する。

この協議については、合併関係市町の議会の議決を経て、その内容を告示する必要がある。

1.4 一部事務組合等の取扱い

合併関係市町が構成団体となっている一部事務組合又は広域連合（地方自治法第284条）については、構成団体に変動が生じるので、その取扱いについて他の構成団体と協議する必要がある。

なお、構成団体が合併関係市町と同一の場合は、当該事務は合併市町の事務となる。

1.5 使用料、手数料等の取扱い

合併関係市町の間で、同一目的の施設の使用料や同一種類の事務の手数料が異なっている場合は、その取扱いについて協議する。

なお、使用料、手数料等については条例等で定められているので、新設合併の場合や編入合併において従来の取扱いを変更するような場合には、合併市町の発足と同時に新たな条例が施行されるよう、準備を進めておかなければならない。

1.6 公共的団体等の取扱い

合併関係市町の区域内の公共的団体等は、合併市町の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないとされていることから（合併特例法第16条第8項）、その取扱いについて協議する。

1 7 補助金、交付金等の取扱い

合併関係市町が交付してきた様々な補助金、交付金等について、それぞれの内容を整理し、その必要性を検討するとともに交付先や交付基準等の調整をする。

2 3 - 8 窓口業務

窓口業務については、住民サービスの向上を観点に、例えば各支所・出張所ごとの総合窓口の設置、ワンストップ・サービスの実施、申請手続の簡素化等を行うことが適当である。

2 3 - 1 7 ごみ収集運搬業務事業

当面は現行の通りとなることが多いが、新市町において速やかに一般廃棄物処理計画を策定し、体制を充実する必要がある。

収集に関しては、処分及び再生利用の方法に配慮し、一般廃棄物の発生量及び質に即して適正な処理を行うことができる統一的な体制を整備する必要がある。

運搬に関しては、当該合併市町の地勢及び人口分布に応じて効率的な運搬が行えるよう、運搬車の配車体制等を整備する必要がある。

2 3 - 1 8 環境対策事業

環境対策事業については、市民サービスの低下を生じないように再編することが適当である。

2 3 - 1 9 農林水産関係事業

農林水産振興事業について、同一又は類似する事業は農林水産の振興を図るよう統合又は再編し、基盤整備事業、農林水産業団体の育成事業については継続することが適当である。

2 3 - 2 0 商工・観光関係事業

商工・観光事業については、引き続き事業の推進に努め、同一又は類似する事業は商工・観光振興を図るよう統合又は再編することが適当である。

2 3 - 2 1 勤労者・消費者関連事業

勤労者・消費者関連事業については、引き続き勤労者の支援及び消費者保護の観点から施策等の推進に努めることが適当である。

2 3 - 2 9 その他事業

独自の事務事業については、従来からの経緯・実情を考慮し調整する。

同一又は類似する事務事業については、住民サービスの低下を招かないよう留意しながら、合理化・効率化に努めることが適当である。

2 4 その他

合併後の経済社会情勢の変化等により、協定項目の内容の実施に支障が生じたときは、住民の意見を聴いて見直しを行うものとするが適当である。

経済環境小委員会のスケジュールについて

資料3

		4月			5月			6月			7月			8月		
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
合併協議会	経済環境小委員会	未 定														

協定項目	合併協議会															
	経済環境小委員会															
	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い															
	一部事務組合等の取扱い															
	使用料、手数料等の取扱い															
	公共的団体等の取扱い															
	補助金、交付金等の取扱い															
	窓口業務															
	ごみ収集運搬業務事業															
	環境対策事業															
	農林水産関係事業															
	商工・観光関係事業															
	勤労者・消費者関連事業															
	その他事業															
	その他															

商工・観光関係事業について（協定項目第23 - 20号）

商工・観光関係事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	商工・観光関係事業
調整方針	原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、尾西市・木曾川町地域の商工業や観光事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。

協議状況	
提案	平成15年 9月18日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

勤労者・消費者関連事業について（協定項目第23-21号）

勤労者・消費者関連事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	勤労者・消費者関連事業
調整方針	原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、消費生活関連事業は新市において制度を定めるものとする。

協議状況	
提案	平成15年 9月18日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

経済環境小委員会の日程について

平成15年中に予定されている会議は下記のとおりとする。

回	日 程	場 所
2	10月17日(金)午後2時	
3	11月21日(金)午後2時	
4	12月10日(水)午後3時	

協 議 附 属 資 料

<協議経環第1号 23-20 商工・観光関係事業>

平成15年9月18日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
経済環境小委員会

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

経済環境部会 商工観光分科会

協議項目	商工・観光関係事業				
調整方針(案)	原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、尾西市・木曾川町地域の商工業や観光事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。				
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針	
1、企業立地促進事業	<p>(目的) 本市の区域内において事務所の新設又は増設を行う事業者に対し奨励措置を講ずることにより、本市における企業の立地の促進、産業構造の多角化及び高度化の推進並びに雇用の拡大を図り、もって本市の経済の発展及び市民生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>(補助対象) 一定の要件に該当する事業所を、市内において新設・増設しようとする事業者</p> <p>(基本となる適用要件)</p> <p>1 事業所要件 事業所が条例で規定する分野の事業用であること。</p> <p>2 投下固定資産総額要件 事業所の新設等に要する投下固定資産総額が、条例で規定する額以上であること。</p> <p>3 雇用要件 事業所の操業開始に伴い、新たに常用雇用従業員を条例で規定する人数以上雇用すること。</p> <p>(奨励措置の種類と内容) 各奨励措置により適用要件が異なる。</p> <p>1 立地促進奨励金 投下固定資産総額の5%に相当する額を交付(限度額1億5千万円)</p> <p>2 高度先端産業立地促進奨励金 投下固定資産総額の10%に相当する額を交付(限度額10億円)</p> <p>3 賃借型立地奨励金 事業所の賃借料の10%に相当する額を3年間交付(限度額120万円/年)</p>	<p>4 雇用促進奨励金 操業開始に伴い新たに雇用した常用雇用従業員のうち、条例で規定した要件に該当する従業員1人につき年額30万円を2年間まで交付(限度額1500万円/年)</p> <p>5 固定資産税及び都市計画税の課税免除又は不均一課税 事業所に係る固定資産税及び都市計画税を2年間免除、3年目90%、4年目80%、5年目70%免除 上記のうち、1・2・3の奨励措置並びに2・5の奨励措置については同一事業者に対し重複して適用することはできない。</p> <p>(奨励措置の適用) 事業者は事業所の新增設に着手しようとする日の1か月前までに適用申請書を提出し、適用審査会での適用決定を受け、操業開始から1年経過後に実績報告書及び請求書を提出する。</p> <p>(14年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用決定 1件 15年度に確定予定 ・適用確定 0件 <p>(15年度予算) 確定予定の立地促進奨励金及び雇用促進奨励金に対する予算 950万円</p>			合併時に一宮市の制度に合わせる。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
2、融資制度	<p>1. 金融対策事業</p> <p>(1) 一宮市開業資金融資制度 資金用途 運転及び設備資金 金額 1,000万円以内 期間 2年以上7年以内 利率 年1.4% 金融機関 いちい信用金庫本店 申込窓口 経済振興課</p> <p>(2) 一宮市小口事業資金融資制度 資金用途 運転資金 金額 200万円以内 期間 2年以上5年以内 利率 年1.4% 金融機関 いちい信用金庫 本支店 申込窓口 経済振興課</p> <p>2. 県市協調制度</p> <p>(1) 商工業振興資金融資制度 通常資金 資金用途 運転資金及び 設備資金 金額 5,000万円以内 期間 2年以上5年以内 利率 年1.4% 6年以上7年以内 年1.5% 金融機関 市内13行(庫)50 本支店 申込窓口 経済振興課</p> <p>特別小口資金 資金用途 運転資金及び 設備資金 金額 1,250万円以内 期間 2年以上5年以内 運転資金 2年以上5年以内 設備資金 2年以上7年以内 利率 年1.4% なお、設備資金に おける6年以上 7年以下に限り 年1.5% 金融機関 市内13行(庫)50 本支店 申込窓口 経済振興課</p>	<p>2. 県市協調制度</p> <p>(1) 商工業振興資金融資制度 通常資金 資金用途 運転資金及び 設備資金 金額 5,000万円以内 期間 2年以上5年以内 利率 年1.4% 6年以上7年以内 年1.5% 金融機関 市内8行(庫)13 本支店 申込窓口 商工農政課</p> <p>特別小口資金 資金用途 運転資金及び 設備資金 金額 1,250万円以内 期間 2年以上5年以内 運転資金 2年以上5年以内 設備資金 2年以上7年以内 利率 年1.4% なお、設備資金に おける6年以上 7年以下に限り 年1.5% 金融機関 市内8行(庫)13 本支店 申込窓口 商工農政課</p>	<p>2. 県町協調制度</p> <p>(1) 商工業振興資金融資制度 通常資金 資金用途 運転資金及び 設備資金 金額 5,000万円以内 期間 2年以上5年以内 利率 年1.4% 6年以上7年以内 年1.5% 金融機関 町内6銀行支店 申込窓口 経済課</p> <p>特別小口資金 資金用途 運転資金及び 設備資金 金額 1,250万円以内 期間 2年以上5年以内 運転資金 2年以上5年以内 設備資金 2年以上7年以内 利率 年1.4% なお、設備資金に おける6年以上 7年以下に限り 年1.5% 金融機関 町内6銀行支店 申込窓口 経済課</p>	<p>合併時に一宮市の制度に合わせる。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
	<p>3. 金融制度取扱金融機関への預託</p> <p>(1) 商工業振興資金 800,000千円 市内13行(庫)50本支店 H14実績 647件・3,374,760千円</p> <p>(2) 一宮市開業資金 30,000千円 いちい信用金庫本店 H14実績 3件・9,700千円</p> <p>(3) 一宮市小口事業資金 15,000千円 いちい信用金庫本支店 H14実績 11件・18,100千円</p> <p>(4) 商工団体等 60,000千円 商工組合中央金庫 名古屋支店 H14実績 549件・8,392,000千円</p> <p>実績はH15.3.31現在で作成 数値は件数及び融資実行額</p>	<p>3. 金融制度取扱金融機関への預託</p> <p>(1) 商工業振興資金 200,000千円 市内8行(庫)13本支店 H14実績 178件・110,019千円</p> <p>(4) 商工団体等 15,000千円 商工組合中央金庫 名古屋支店 H14実績 147件・601,000千円</p> <p>実績はH15.3.31現在で作成 数値は件数及び融資実行額</p>	<p>3. 金融制度取扱金融機関への預託</p> <p>(1) 商工業振興資金 78,000千円 町内6銀行支店 H14実績 72件・291,250千円</p> <p>(4) 商工団体等 20,000千円 商工組合中央金庫 名古屋支店 H14実績 12件・17,000千円</p> <p>実績はH15.3.31現在で作成 数値は件数及び融資実行額</p>	
<p>3、中心市街地活性化事務</p>	<p>平成12年3月に策定した「中心市街地活性化基本計画」に基づき「中心市街地活性化推進協議会」を設立し、中心市街地の整備改善及び商業等の活性化に向けての検討を図る。</p> <p>・中心市街地活性化推進協議会 委員：学識経験者、市民、商業者、行政等14名 開催回数：年5回 報償費(H14)：275,200円 予算額(H15)：335,000円</p>			<p>合併時に一宮市の制度に合わせる。 現在の一宮市中心市街地基本計画を新市においても継続する。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
4、繊維対策室事業		<p>繊維産業の経営合理化と発展に寄与するため、繊維産業に関する調査研究・相談業務を行い経営安定と経済環境への適応を図る。</p> <p>相談員：3名 相談日時 繊維産業に関する各種相談 毎週火・水・木曜日 金融相談 毎週月・水・金曜日 午前10時～午後3時 (正午～午後1時までを除く) 場所 市役所 1F 繊維対策室 実績(H14) 相談件数 47件</p>		<p>新市において一定期間内に調整する。尾西市において、平成16年度以降は繊維対策室を中小企業全体の総合相談窓口にする予定である。</p>
5、観光協会	<p>主催：一宮市観光協会 会長：一宮市長 一宮市負担金：8,306千円 (共催事業) 一宮桜まつり 一宮つつじ祭 一宮菊花大会 花しょうぶまつり (観光事業) 宣伝・広告事業 観光用音楽CDの販売 観光絵葉書の作成 宣伝名刺台紙の作成 FAX観光情報の提供 ツインアーチ138とミス撮影会 観光ガイドマップの作成 催事等への参加 一宮川・サイト・フェスティバル 一宮市消費生活フェア 早春薄墨桜浪漫ウォーク 施設管理事業 史跡等の美化清掃 (補助事業) ・市内の顕彰会、保存会等に対する補助</p>			<p>合併時に一宮市の制度に合わせる。現行の観光協会に尾西市、木曾川町の事業を加えて実施する。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
6、観光イベント	<p>おりもの感謝祭一宮七夕まつり 平成15年7月24日～27日</p> <p>一宮市民花火大会 平成15年8月23日</p>	<p>あじさいまつり 平成15年6月7日～8日</p> <p>尾西市・羽島市花火大会 平成15年8月14日</p> <p>びさいまつり 平成15年10月25日～26日</p> <p>冬の夜の電飾祭り 平成15年12月10日～25日（予定）</p>	<p>一豊まつり 平成15年8月3日</p>	<p>イベントについては、内容、地域性等を考慮し、新市において、類似したもので統合が可能なものは統合、市町独自で特色のあるものは存続する方向で検討調整する。</p>

協 議 附 属 資 料

<協議経環第2号 23-21 勤労者・消費者関連事業>

平成15年9月18日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
経済環境小委員会

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

経済環境部会 商工観光分科会

協議項目	勤労者、消費者関連事業			
調整方針(案)	原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、消費生活関連事業は新市において制度を定めるものとする。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1、中高年齢者雇用奨励金	<p>市内在住の中高年齢者（雇い入れられた日現在における年齢が45歳以上65歳未満の者）を前年の1月1日から12月31日までに雇い入れ、翌年の12月31日まで引き続き雇用し、かつ、対象労働者について特定求職者雇用開発助成金の支給を受けている場合に、事業主に対して奨励金を支給することにより、中高年齢者の雇用機会の拡大を図る。</p> <p>補助額 対象労働者1人につき60,000円 支給額実績（H14） 6,660,000円 （77事業所 111人）</p>	<p>本市の住民基本台帳に記載されている高年齢者（雇い入れられた日現在における年齢が55歳以上65歳未満の者）を公共職業安定所の紹介で1月1日から12月31日まで常用労働者（年齢が60歳以上65歳未満の者）にあっては短時間労働被保険者を含む）として2人以上雇い入れ、翌年の12月31日まで引き続き雇用し、かつ、対象労働者について特定求職者雇用開発助成金の支給を受けている場合に、事業主に対して奨励金を支給することにより、高年齢者の雇用機会の拡大を図る。</p> <p>補助額 対象労働者1人につき40,000円 支給額実績（H14） 0円</p>		合併時に一宮市の制度に合わせる。
2、障害者特別雇用奨励金	<p>公共職業安定所の紹介により、市内在住の障害者（身体障害者、知的障害者又は精神障害者）を常用労働者として雇い入れた事業主に対して、障害の程度により奨励金を支給することにより、障害者の雇用機会の拡大を図る。</p> <p>補助額 障害の程度により 重度障害者 6,000円 中度障害者 5,000円 軽度障害者 4,000円 （雇用された翌月から最長60ヶ月）</p> <p>支給額実績（H14） 5,527,000円 重度障害者 27人 中度障害者 39人 軽度障害者 33人</p>	<p>公共職業安定所の紹介により、本市の住民基本台帳に記載されている障害者（身体障害者又は知的障害者）を常用労働者として雇い入れた事業主に対して、障害の程度により奨励金を支給することにより、障害者の雇用機会の拡大を図る。</p> <p>補助額 障害程度により 重度障害者 6,000円 中度障害者 5,000円 軽度障害者 4,000円 （雇用された翌月から最長60ヶ月）</p> <p>支給額実績（H14） 48,000円 軽度障害者 1人</p>		合併時に一宮市の制度に合わせる。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針																											
<p>3、高齢者職業相談室</p>	<p>高齢者が仕事に従事する機会を与え、高齢者の生活の安定を図り、健康で明るい生活が送れるようにするために国が相談室を設置し、2名の選任相談員が55歳以上の高齢者を対象に職業相談、求人相談を行う。市では部屋の提供（おもいやり会館内）および電話料の負担をしている。</p> <p>日時 毎週月～金曜日 （祝日、12月28日～1月3日を除く）</p> <p>場所 おもいやり会館 4階</p> <p>実績（H14）</p> <table border="1"> <tr><td>求職</td><td>新規</td><td>671人</td></tr> <tr><td></td><td>再来</td><td>1,904人</td></tr> <tr><td></td><td>紹介</td><td>235人</td></tr> <tr><td></td><td>就職</td><td>86人</td></tr> </table>	求職	新規	671人		再来	1,904人		紹介	235人		就職	86人	<p>高齢者の雇用を確保し、就業の機会を拡大することにより、高齢者の雇用の安定及び福祉の増進を図るため、2名の選任相談員により55歳以上の高齢者を対象に職業相談を行う。</p> <p>市では、相談室及び相談員の報酬を負担している。</p> <p>日時 毎週月～金曜日 （祝日・12月28日～1月3日を除く）</p> <p>午前10時～午後3時 （正午～午後1時までは除く）</p> <p>場所 市役所 1F 高齢者職業支援室</p> <p>実績（H14）</p> <table border="1"> <tr><td>相談件数</td><td>2,988件</td></tr> <tr><td>紹介件数</td><td>300件</td></tr> <tr><td>成立件数</td><td>116件</td></tr> </table>	相談件数	2,988件	紹介件数	300件	成立件数	116件	<p>一宮市おもいやり会館内相談室勤務職員1名をハローワークにお願いし、高齢者を対象に職業相談を依頼している。町では部屋の提供および電話料の負担をしている。</p> <p>日時 毎月第1・3火曜日 （祝日を除く）</p> <p>場所 役場第1相談室</p> <p>実績（H14）</p> <table border="1"> <tr><td>求職</td><td>新規</td><td>54人</td></tr> <tr><td></td><td>再来</td><td>100人</td></tr> <tr><td></td><td>紹介</td><td>7人</td></tr> </table>	求職	新規	54人		再来	100人		紹介	7人	<p>合併時に一宮市の制度に合わせる。ただし、会場は2市1町現状のままとする。</p>
求職	新規	671人																													
	再来	1,904人																													
	紹介	235人																													
	就職	86人																													
相談件数	2,988件																														
紹介件数	300件																														
成立件数	116件																														
求職	新規	54人																													
	再来	100人																													
	紹介	7人																													
<p>4、勤労者福祉資金 融資預託金</p>	<p>勤労者に対する福祉金融の円滑化を図り生活環境の改善向上を促進する運用資金として、18,000千円を東海労働金庫に無利子で預託。</p> <p>融資条件 市内に居住し、融資後も居住しようとする勤労者で同一事業所に1年以上勤務し、かつ、当該事業所に引き続き勤務しようとする方。（生活資金の改善に必要な資金とする。ただし、投機的資金、借入金の返済資金、レジャー資金は除く。）</p> <p>融資内容</p> <table border="1"> <tr><td>限度額</td><td>100万円</td></tr> <tr><td>返済期間</td><td>5年以内</td></tr> </table> <p>実績（H14）</p> <table border="1"> <tr><td>120件</td><td>106,110,000円</td></tr> </table> <p>（H15.2月まで）</p>	限度額	100万円	返済期間	5年以内	120件	106,110,000円			<p>合併時に一宮市が実施していた制度を継続する。</p>																					
限度額	100万円																														
返済期間	5年以内																														
120件	106,110,000円																														

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
5、新就職者歓迎事業	<p>社会人としての第一歩を踏み出し、職場で頑張っている若い皆さんが健全で明るく立派な職業人として育っていくための一助となるよう、市民とともに新社会人を歓迎する。</p> <p>・新社会人と市民のつどい「新就職者歓迎フェスタ2002」 開催日 5月5日(祝) 場 所 国営木曾三川公園 138タワ-パ-ク野外ステージ 内 容 「INSPI & CHARCOAL FILTER ライブ」 参加者 2,500人 契約者 有限会社 ミューズ 契約金額 2,776,666円</p>	<p>新社会人としての第一歩を踏み出し、職場で頑張っている若い皆さんが健全で明るく立派な職業人として育っていくための一助となるよう、尾西市労務会に事業委託をし新社会人を歓迎する。</p> <p>実績(H14) 内 容 ミュージカル 「瓶ヶ森の河童」 鑑賞券配布 平成14年9月16日開催 三岸節子美術館入場券 平成14年10月19日 ~12月1日開催 場 所 尾西市民会館 三岸節子美術館 参加人数 延べ58人 委託金額 152,360円</p>		<p>合併時に事業を廃止する。(新就職者歓迎事業については廃止する。)ただし、一宮市の事業はリバーサイドフェスティバルの主要な集客事業となっているので、開催内容等を変更して実施の可能性はある。</p>
6、消費生活講座事業	<p>衣・食・住と暮らしに必要な法律問題等を中心に講座を開催。</p> <p>・会場 一宮スポーツ文化センター ・開催日 年間12回(毎月1回) ・受講者年間2,035人 (月平均170人) ・講師謝礼(予算額) 18,000円×12回=216,000円 4月から10月までの全出席者のうち希望者36名で社会見学を実施。</p>	<p>衣・食・住と暮らしに必要な法律問題等を中心に講座を開催。</p> <p>・会場:尾西市文化会館 ・開催日 年13回(前期9回・後期4回) ・受講者 延べ280人 1講座平均 22人 ・講師謝礼(予算額) 10回 139,000円 前期・後期各1回社会見学を実施</p>	<p>消費者の保護育成をはかり消費生活の向上を図るため必要な知識を習得するために講座を開催。</p> <p>・会場 木曾川町役場 ・開催日 H14年7月19日 ・受講者 24人 ・講師謝礼 なし</p>	<p>合併時に一宮市の制度に合わせる。ただし、受講者が増加すると開催方法などの見直しは必要である。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
7、消費生活展	<p>消費生活フェアの開催業務 会期 平成15年2月21～23日 会場 一宮スポーツ文化センター 参加団体 18団体 主な内容 消費者団体の研究発表 消費者へ向けて事業所・ 行政より啓発 事業費 1,500,000円</p> <p>・消費生活研究コーナー委託業務 委託内容 消費生活に関する調査 研究をフェアで発表 委託期間 平成14年12月2日～ 平成15年3月28日 委託先 暮らしの研究コーナー実行 委員会 委託金額 150,000円</p>	<p>尾西市消費生活展 日時：平成14年11月10日（日） 会場：尾西市民会館 参加団体：7団体 主な内容：消費者団体の研究発表 参加団体PR 消費者行政啓発PR フリーマーケット 事業費 690,060円</p> <p>・消費生活研究展示委託業務 委託内容 消費生活に関する調査 研究を生活展で発表 委託期間 平成14年11月10日 委託先 びさい消費生活学校 委託金額 50,000円</p>	<p>木曾川町消費生活展 会期 平成14年10月26日・27日 会場 木曾川町中央公民館 協賛団体 14団体 主な内容 消費者団体の研究発表 消費者へ向けて事業所・ 行政より啓発 事業費 1,184,551円</p>	<p>各市町の現行事業を新しい事業に統合する。 新市において開催場所、開催方法を見直し新しい生活展として開催する。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

経済環境部会 商工観光分科会

協議項目	勤労者、消費者関連事業		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	西東京市	H13.1.21	消費者センターを拠点として、一元化の方向で調整する。
	さいたま市	H13.5.1	勤労者・消費者関連事業については、引き続き勤労者の支援及び消費者保護の観点から施策等の推進に努めるものとする。
	田原市	H15.8.20	「勤労者・消費者関連の各種事務事業については、田原町の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ調整を行うものとする。」